

令和4年度 荒木地区 市民と市長のタウンミーティング

<開催概要>

1. 日時 令和4年6月30日(木曜日)午後6時30分～午後7時35分
2. 場所 荒木公民館ホール
3. 自治会出席者 13人
4. 市側出席者 市長、副市長、総合政策部長、環境経済部長

<要望等回答一覧>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-1	【11号区域への変更について】 武蔵水路東側、県道128号見沼中学前交差点から荒木交差点までの北側の区域について、白区域から11号区域に変更してほしい。	都市計画課	荒木地区につきましては、秩父鉄道武州荒木駅周辺の活性化を図るため、集落性及び公共施設等の状況などから、ご要望の区域の南側、約71.5ヘクタールについて、平成26年7月に都市計画法第34条第11号区域（以下「11号区域」という）に指定したところですが、市全体では11号区域を縮小しており、拡散型都市構造から集約型都市構造へと転換を図っているところです。 このことから、市街化調整区域における11号区域を新たに拡大する予定はありません。

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
1-2	<p>当該エリアは土地を売るにも条件があり、家が建ちにくい。県道から南側は11号区域で制限がかなり緩やかであるが、北側は厳しく制限されている。できるだけ若い世帯に本市に住んでもらいたいが、彼らにとっては土地の価格が安い荒木地区は絶好の立地条件の場所ではないだろうか。思い切った政策を打ち立て、外から人を呼び込んでほしい。</p>	<p>都市計画課  (総合政策部長)</p>	<p>平成18年9月1日時点で地目が宅地であった土地は、11号区域として「個別」での指定となっています。当該エリアも、「個別」での11号区域指定がされています。しかし、県道熊谷羽生線の南側は「面」での指定となっています。この「面」での指定というのは本市では2カ所のみとなっており、もう1カ所はかつて現在のものつくり大学の近くを「文教・住居ゾーン」ということで指定したものです。この荒木地区には秩父鉄道の武州荒木駅がありますが、鉄道の駅が市街化調整区域にあるのがそこだけだったので、「面」で指定をしたという経緯があります。都市は拡大するのではなくて集約を目指しているというのが、現在の国の流れとなっています。他の自治体の動きを見ても、「面」指定をしていたところも廃止したという話を聞きます。そのような中で、「面」指定を新たに行うということは、難しいものと考えます。一方で、人口が増加するための施策は考えていかなければならないと思っています。</p>
2	<p>【若小玉新工業団地について】 進捗状況を知りたい。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>富士見工業団地拡幅地区産業団地の事業主体である埼玉県企業局によりますと、埋蔵文化財発掘等の影響により工事期間を延長し、現在、令和6年度末の造成工事完了に向けて整備を進めているとのことです。  市としましては、引き続き埼玉県企業局と連携し、早期完成を目指してまいります。</p>
3	<p>【道の駅について】 計画は消滅したのか。計画が曖昧だったからなのか。</p>	<p>商工観光課</p>	<p>産業交流拠点の整備については、本事業を具体的に進めていくための条件となる土地利用に関する農用地区域からの除外や開発手法、地権者への合意形成など課題が多く存在しています。現時点においてこうした課題の解決の見込みが立っていないことから整備の進捗が図られていない状況です。  引き続き、関係機関の助言もいただきながら事業の推進の可能性を探ってまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
4	<p>【市の収入を計る政策について】</p> <p>支出制限は重要であるが、収入を計る政策にもっと力を入れてもらいたい。人件費削減ばかりでは良い仕事はできない。近隣の市は行田市に比べて活性化しているように思える。</p>	企画政策課	<p>本市では更なる自主財源の確保を図るため、市税収納率向上のための取り組みはもちろん、国や県の補助金等を効果的に活用するとともに、市税以外の歳入確保策として、ふるさと納税の返礼品拡充やP R、広告収入の確保、遊休市有地の売却や貸付などに取り組んでいます。</p> <p>こうした取り組みにより財源を確保しつつ、「花手水ウィーク」や「行田はちまんマルシェ」などさまざまなイベントの開催や、さきたま古墳公園内における「(仮称)さきたま市場」整備などの、賑わい創出や市の活性化に向けた施策に取り組んでまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
5-1	<p>【(仮称)さきたま市場について】</p> <p>水城公園にできた記念館(1億円くらいかけたというが)を利用、見学したいが、日中通ると開いていない。これに関連して、さきたま古墳公園内に箱物を作る計画のようであるが、市民に理解できるような方法でやってもらいたい。(費用対効果があるのか、将来市のお荷物にならないように)</p>	<p>文化財保護課 子ども未来課 商工観光課</p>	<p>水城公園内の、市指定有形文化財・日本遺産構成資産である旧忍町信用組合店舗は、子育て中の方が社会とのつながりを保ちながら活躍できる場の提供と、まちなかの賑わい創出を目的に、市民の交流拠点(カフェ)として整備されたものです。営業しているカフェ(通称「ヴェールカフェ」)は、子育て世代の方々が中心となった市民団体が運営しており、営業時間は正午～午後4時、定休日は火・水・木曜日となっています。現在は、新型コロナウイルスの感染状況等により営業日時が変更となる場合がありますので、詳細な営業時間はヴェールカフェ(電話番号：048-556-4330)又は市子ども未来課(電話番号：048-556-1111内線292)までお問い合わせください。</p> <p>なお、この建物は、カフェの利用の有無にかかわらず見学が可能であり、カフェの営業日以外で建物内部の見学を希望される場合につきましては、市教育委員会文化財保護課(電話番号：048-553-3581)へ、希望日前日までにご連絡ください。その際の見学時間は、火・水・木曜日の午前11時～午後4時となっています。</p> <p>また、現在計画中のさきたま古墳公園内への「(仮称)さきたま広場」につきましては、令和5年4月の開業を目指し、(一社)行田おもてなし観光局と共同で整備を進めています。</p> <p>「(仮称)さきたま市場」では、観光案内機能とともに、行田らしい魅力ある市内土産品の販売や公園を利用する市民が気軽に利用できる軽食販売も取り扱う予定です。</p> <p>さきたま古墳公園においては、これまで多くの観光客が来訪する中で、市内滞在時間の延伸と土産として地場産品の販売による地域経済への還元が長年の課題でしたが、これにより地域経済の活性化に繋がるとともに、市民の憩いの場のさらなる充実に寄与するものと考えています。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
5-2	<p>①「(仮称)さきたま市場」を国の特別史跡に造ってよいのか。</p> <p>②小針クリーンセンター横の空き地は将来的に何になるのか。箱物を造るのではなく、子供たちが遊べるような公園を造ってはどうか。</p>	<p>商工観光課 環境課  (環境経済部長)</p>	<p>①埼玉古墳群自体は国の特別史跡で文化財ですが、あの一帯は県立さきたま古墳公園であり、大部分は「公園」です。かつてうどん店が存在した場所辺りが拡張されて造成されており、約3,000平方メートルの土地を市が借り受け、駐車場スペースを設けたり、昨年立ち上がった(一般社団法人)行田おもてなし観光局が主体となって物産品などを販売する施設を整備したりします。今年度に駐車場の整備や建物の建設を行い、来年4月1日にオープンします。約180平方メートルの建物では、いろいろな物を販売したり、ちょっとした軽食がとれるようになります。県立の公園ですが、市のPRができる拠点が持てるということですので、今後の観光振興に生かしていきたいと考えています。</p> <p>②小針クリーンセンター横の土地は、約43,000平方メートルあり、元々は2市1市1村で進めていたごみ処理施設を建設するために購入したものです。都市計画決定を行っており、ごみ処理場以外には使えないという制限があります。今年4月に本市と羽生市でごみの共同処理をするための一部事務組合が設立されました。このごみ処理施設の建設予定地として整備を行う予定であり、令和9年度中の稼働に向けて計画を進めているところです。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
6-1	<p>【自治会の補助金について】</p> <p>自治会への補助金が減額となったが、自治会長他役員のなり手がいない状況で、さらに厳しい状況になると思われるがどう考えるのか。</p>	地域活動推進課	<p>この度の自治会交付金の改正につきましては、本市の発展に欠かせない地域の活性化に寄与する持続可能な自治会の実現を目指し、自治会連合会と協議した上で実施したところです。</p> <p>自治会長他役員の担い手不足の問題につきましては、今回の改正に伴い、単位自治会運営交付金、自治会長活動交付金を一本化したことにより、自治会の実状に応じて自治会長他役員に対する手当を支給する事が可能となったところであり、また、小規模自治会においては、自治会合併が推進された際は、自治会に関与する世帯が増加することから、自治会長他役員のなり手不足解消に向けた方策の一助になると考えています。</p> <p>なお、市では、自治会役員の負担軽減に向け、今年度、市から依頼している配布物の見直しを実施するなど、今後も地域の実状を踏まえながら自治会の抱える問題に対して支援をしてまいります。</p>
6-2	<p>No.6 - 1 の回答の中に「配布物の見直しを実施」とあるが、具体的に教えてほしい。</p>	地域活動推進課 (総合政策部長)	<p>今年度、例年に比べて約3割（9種類）の配布物を削減します。このような見直しを絶えず行い、自治会の負担を減らしていきたいと考えています。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
7-1	<p>【自治会未加入者への対応について】</p> <p>当該地区には「自治会は不要」「自治会には加入しない」という考え方の若い世帯が多い。未加入者に対しては、どのように対応したらよいのか。</p>	<p>地域活動推進課 (総合政策部長)</p>	<p>例えば通学路の見守り、夜の見回りなど、地域のことに自治会が携わっていることを多くの方が知らないのだと思います。市としては、自治会は必要な組織であると捉えていますので、自治会の大切さについての啓発を継続的に図る必要があると考えています。</p>
7-2	<p>30歳代の人たちはネット社会で育ってきた。もはや回覧板は不要ではないか。市ホームページやSNSで情報を得ている。防災のことを考えると、将来的には自治会ごとにホームページを立ち上げてみてはどうかと考えているが、それに対する補助金はないか。</p>	<p>地域活動推進課 (副市長)</p>	<p>自治会でホームページを持ったり、LINEでつながるといったことが必要な時期に来ていると思っています。市では、スマートフォンの操作が苦手な方のための講習会を実施しています。また、自治会でどのようにデジタルを活用できるかについての研修会を、市が主催となって自治会長向けに行う話も出ています。市としましては、自治会に対し、支援できる施策を考えていかなければならないと考えています。</p>
8-1	<p>【寄付について】</p> <p>日本赤十字社などの寄付について、自治会で各世帯から集めて納める必要はあるのか。自治会未加入者は当然払っていない。</p>	<p>福祉課 (環境経済部長)</p>	<p>具体的にどのような取り交わしをしたかは承知していませんが、おそらく社会福祉協議会から自治会に依頼があり、その趣旨に賛同して自治会が協力しているというものであると思います。こういったものが役員の負担になっていることは感じていますが、困っている方たちへ届けるためにもこのような仕組みも必要であるとも思っています。</p>
8-2	<p>【寄付について】</p> <p>日本赤十字社などの寄付について、自治会で各世帯から集めて納める必要はあるのか。自治会未加入者は当然払っていない。</p>	<p>福祉課 (市長)</p>	<p>こういったものは寄付であり強制ではありません。「なぜ1世帯当たり〇〇円ずつ納めるのか」という声もありますが、「困っているところには幾らかでも届けたい」という思いを、皆さんに理解していただき続けているものです。</p>

No.	意見・要望等	所管課 (発言者)	回 答
9-1	<p>【自治会の合併について】</p> <p>自治会の合併をどのように進めていけばよいのか分からない。行政側はどのような方向性で進めていくのか。</p>	<p>地域活動推進課  (総合政策部長)</p>	<p>自治会運営には一定規模であることが望ましいとの考えにより合併をお願いしているところですが、自治会ごとに事情が異なるため、どのような組み合わせがよいのか一概には申し上げられません。しかし、現在複数の自治会から合併を進めたいので「市が間に入ってほしい」「情報提供をしてほしい」などという相談をお受けしており、地域活動推進課へお問い合わせいただければ、他自治会の事例をお伝えするなど、いろいろな支援をしていきたいと考えています。</p>
9-2	<p>すでに合併した自治会はあるのか。</p>	<p>地域活動推進課  (副市長)</p>	<p>地縁団体として届け出をしていると、県に申請をしてそれを先に解かなくてはならないという事務手続きが生じます。現在、そのような手続きを進めている段階にあるという自治会がありますが、実際に合併が完了したところはまだありません。</p>